

令和4年度 厚生労働省委託事業「ラベル・SDS活用促進事業 A(相談・訪問)」

「無料相談窓口」・「訪問支援」リーフレットの送付について

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、弊社が平成26年度より継続して受託している、厚生労働省委託事業「ラベル・SDS活用促進事業」の
本年度事業のご案内を送付させていただきます。

労働安全衛生法において、労働災害を防止するために一定の危険有害性のある化学物質の取扱いに対して、リスクア
セスメントの実施や、譲渡提供時に容器へのラベル表示等が義務づけられています。

そのため、対応にお困りの各事業者や担当者の皆様から無料電話相談、各事業場への訪問支援を実施しております。

つきましては、下記リーフレットを送付させていただきますので、事業者の皆様へ配布とご案内をしていただき、職場における
事故防止のためご活用いただけたら幸いです。

敬具

1. 化学物質管理の無料相談窓口のご案内
2. 「化学物質のリスクアセスメント」訪問支援のご案内

なお弊社ホームページに本事業のご案内がございますので合わせてご覧ください。

テクノヒル(株)ホームページ

<http://www.technohill.co.jp>



◆ご不明な点がございましたら、ホームページのお問合せフォームまたはこちらまでお問い合わせください。

【事務局】

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3 サンホリビル4F

TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145

～事務所移転のお知らせ～

弊社は令和4年度5月30日より下記へ移転いたします。

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 1-3 Aska V 日本橋 2 階

(電話番号及びFAX番号は従来通りです)

労働安全衛生法に関する 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS、リスクアセスメント、化学物質を取扱う労働者の健康確保に関する内容・支援などのご質問にお答えします。



- 新たな化学物質管理規制にどのように対応すればいいですか？
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- 「CREATE-SIMPLE」などの使い方を教えてください。
- 化学物質管理に役立つ情報はどこで分かりますか？



050-5577-4862

soudan@technohill.co.jp

事務局HPからメールフォームをご利用いただけます。 と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。

*相談窓口開設期間は令和4年4月1日～令和5年3月17日までとなります。

*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。

労働安全衛生法では、一定の危険有害性のある化学物質（令和4年4月1日時点で674物質）には、次の3つの義務があります。

ラベルの表示
(譲渡提供する事業者)

SDSの交付
(譲渡提供する事業者)

リスクアセスメントの実施
(使用する事業者)

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解や、これを活用したリスクアセスメントの実施にあたりお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。お気軽にご相談下さい。

本事業では、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。併せてご利用ください。

令和4年度 厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A（相談・訪問）」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145

<http://www.technohill.co.jp/>